

音楽CDのBGMについて

当社は有料の集会場施設を運営していますが、市販されている音楽CDを利用してBGMを流して施設内の雰囲気づくりをしています。このような場合に著作権に抵触するのでしょうか。

1 著作権の趣旨

知的財産とは、人間の知的活動によって産み出された成果物（情報）であり、情報は物質性を有しない観念的な存在です（無体物といいます）。知的財産の代表は小説・音楽などの著作物ですが、原稿用紙に書かれた小説を例にとると、文章が記載された有体物である原稿用紙は著作物ではなく、原稿用紙から切り離された観念的な存在としての小説が著作物ということになります。

無体物は民法上の所有権のように物を排他的に支配する権利の対象とはならないので、著作物を他の者が自由に複製して販売したような場合に著作者は何ら保護されないことになりかねません。これでは著作者の創作意欲が削がれ、文化の発展が阻害されてしまいます。そこで、著作権法（以下「法」といいます）は、著作者に著作物を利用する権能（著作権）を独占させ他人が著作物を利用して経済的利益を禁止することで著作者に安心して著作行為に専念できる環境を整え、文化の発展に寄与しようとしています（法1条）。

2 著作物とは

法は、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義し（法2条1項1号）、その例示として、言語著作物（小説、脚本など）、音楽著作物（作詞家・作曲家が創作した楽曲）、舞踏著作物（舞踏、バレエの振付けなど）、美術著作物（絵画、彫刻、漫画など）、建築著作物（建物、庭園、橋など）、地図・図形著作物（設計図、グラフなど）、映画著作物（映画によって表現されている著作物）、写真著作物（カメラで撮影された静止映像）、プログラム著作物（コンピューター・プログラム）、編集著作物（百科事典、時刻表など）を挙げています（法10条1項）。

3 著作物の利用方法

著作物の無断使用は許されませんが、法は、著作権者は他人に対し、その著作物の利用を許諾することができ（法63条1項）、許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法又は条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる（同2項）と規定しています。そこで、著作物を利用しようとする者は、①著作権者が誰であるかを確認し、②その所在を捜し出し、③著作権者に著作物の利用のための利用許諾を申込み、条件の交渉を行い、④利用許諾契約（ライセンス契約）を締結するという手順を踏む必要があります。

4 著作権等の集中管理事業

多数の著作権者から権利の委託を受けて集中管理し、著作権者の経済的利益の獲得を実現するとともに、利用者による許諾取得の効率化に資するものとして、著作権の集中管理事業があります。集中管理事業に関する法規制としては、「著作権に関する仲介業務に関する法律」（以下「仲介業務法」といいます）がありましたが、近代的な著作権管理事業に法的基盤を付与することを目的として、仲介業務法に代わって、新たに「著作権等管理事業法」（以下「管理事業法」といいます）が制定されました。

管理事業法の下では、登録した管理事業者が使用料規程を届け出た上で利用許諾の取り次ぎなどを行うことになります。

5 音楽CDの再生と著作権

法22条は、著作権の1つとして演奏権を規定しています。演奏とは、楽曲を奏でること又は歌詞を歌唱することであり、生演奏だけでなく、録音・録画物の再生を含みません（法2条7項）。

そこで、音楽CDの再生については利用許諾契約の締結が必要となりますが、音楽の分野では上記の管理事業者として社団法人日本音楽著作権協会（**Japanese Society for Rights of Authors, Composers and Publishers**；以下「**JASRAC**（ジャスラック）」といいます）があり、**JASRAC**は、著作権者から著作権の信託譲渡を受けて集中的に管理し、多数の利用者に利用を許諾して使用料を徴収しています。

したがって、**JASRAC**に著作権が信託譲渡された音楽著作物に関しては、利用者は、利用許諾の申込みをして使用料を支払いさえすれば、その利用が許諾されることに

なります（拒絶されることはありません）。

6 「営利を目的としない上演等」

法38条1項本文は、公表された著作物につき、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けず、かつ、実演家又は口述者に対し報酬が支払われない場合には、著作権者に無許諾・無償で、著作物の上演、演奏等を行うことができる旨を定めています（JASRACは、この要件を満たす場合には利用許諾の申込みも不要であるとしています）。営利目的かどうかは、直接・間接に営利に結びつくかどうかで判断され、営利事業の生産性向上に資する利用行為（社内BGMなど）、店舗への顧客集来あるいは店舗での顧客満足度の向上を目的とする利用行為（喫茶店やデパートでのBGMなど）は、営利目的の利用行為に該当し、使用料の支払いが必要となります。

また、法38条は著作者の私益と公益との調整を図るものであり、著作物の利用行為に起因する利潤を第三者が得ている場合には、そこではもはや、著作者の私益と公益との純粋な衡量はできないので、営利目的の利用行為に該当するとされています。

例えば、カラオケスナックの経営者や音楽スタジオの所有者が、顧客による非営利の歌唱・演奏行為に起因して、飲食代金や会場使用料の利潤を得ている場合は、歌唱・演奏行為に法38条の適用はないとされています（最高裁昭和63年3月15日判決、大阪高裁平成20年9月17日判決）。

7 本件の場合

当社が有料の集会場施設で市販の音楽CDをBGMとして流すことは、施設内の雰囲気作りのため、そのことが直接に利用者の増大等につながるようなものでないとしても、利用者に対するサービスの一環として行われている以上、間接的に営利に結びつくものと判断される可能性が高いと思われます。その場合には、法38条の適用はなく、著作権者との利用許諾契約の締結をする（JASRACに対し、利用許諾の申込みをして使用料を支払う）必要があると考えられます。